

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）について

1. 個人番号関係事務実施者を対象とするアンケート・ヒアリング及び主務官庁への協力要請

- ① 個人番号関係事務実施者を対象とするアンケート・ヒアリングの実施（4～5月）
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（仮称）作成の参考とするために、金融機関及び健保組合を含む個人番号関係事務実施者 700～800 社程度を対象に個人番号関係事務の実態についてのアンケートを行う（主なアンケート項目は別添）とともに、必要に応じてヒアリングを実施する。
- ② 主務官庁（個人情報保護法上の主務大臣）への協力要請（4～5月）
主務官庁に対しガイドライン作成に関する説明及び協力要請を行うとともに、必要に応じて主務大臣としての意見を聴取する。

2. ガイドラインの検討・作成

- (1) アンケート及びヒアリング終了後、個人番号関係事務実施者向けガイドライン（金融機関向けガイドラインを含む。）及び行政機関等向けガイドラインの原案を作成する（6月目途）。
- (2) 関係機関を含む分野別検討会において、原案に対する意見を聴取する（6～7月）。
 - ① 個人番号関係事務実施者（民間事業者）検討会
個人番号関係事務実施者（民間事業者）向けガイドライン（金融機関向けガイドラインを含む。）について意見を聴取する。
メンバー：委員会事務局、経済団体、事業会社等（3社程度）、金融機関、IT関係団体、内閣官房（社会保障改革担当室）、金融庁
 - ② 行政機関等検討会（関係省庁連絡会）
各ガイドライン原案に対し意見を聴取するとともに、監視・監督の連携体制について協議を行う。
メンバー：委員会事務局、内閣官房（社会保障改革担当室）、消費者庁、各省庁（個人情報保護法上の主務大臣）等
 - ③ 地方公共団体検討会
行政機関等向けガイドラインについて意見を聴取する。
メンバー：委員会事務局、内閣官房（社会保障改革担当室）、総務省、地方公共団体（6団体程度）、IT関係団体

3. パブリックコメント実施等（8～9月）

検討会における検討の結果を踏まえ委員会で検討し、必要に応じてガイドラインを修正、パブリックコメントを実施する。

（注）上記スケジュールは、番号法別表第1、2に係る各省庁の省令の公布状況によって調整が必要となる可能性がある。

主要なアンケート項目

- 給与関係事務、支払調書作成事務、健康保険組合の保険給付関係事務等を対象

- 従業員等の個人情報を取り扱う事務に関し、社内ルールや事務の実態について選択方式で質問
 - ・ 取得
 - ・ 保管、管理
 - ・ 利用
 - ・ 廃棄、消去

- 個人情報の取扱いに関する現状に関し、以下の点を選択方式で質問
 - ・ 組織的安全管理措置
 - ・ 人的安全管理措置
 - ・ 物理的安全管理措置
 - ・ 技術的安全管理措置
 - ・ 外部委託先の監督 等